

にじいろ ジェーン

下諏訪町の企業紹介 第94弾

七彩Jeeen



クローズアップしめすでは、町内の企業を紹介しています。内容は各企業から提出いただいた原稿を基に掲載しています。掲載を希望する企業は下諏訪町 総務課 情報防災係 (☎27-1111内線261) までご連絡ください。

湯田町中山道沿いに小さなたい焼き店をオープンしました。

中山道に賑わいを取り戻したいとの思いから、何かできないかと考えたのが始まりです。地域の皆様に気軽に立ち寄っていただける、親しみのあるお店を目指してスタッフ一同頑張っています。こだわりの自家製あんこやカスタードクリーム、季節オリジナルのたい焼きをご用意し、皆様のご来店をお待ちしています。お店の横には無料休憩所も設けていますので、観光の方だけでなく、地元の方々にもご利用いただければと思います。

また、ご予約も承っておりますので、お気軽にお声掛けください。

- 所在地 下諏訪町3433番地 (湯田町)
- 営業時間 10:00~17:00
- 定休日 水曜日 (不定休あり)
- 電話 070-4818-6293



にちら! なんでも相談室です

~なんでも相談室に寄せられる相談の一部をご紹介します~



隣地の草や木が大きくなって、自分の敷地内に入っているのですが、どうしたらよいでしょうか?



越境した草木は草木の所有者又は管理者が適切に管理する責任があります。所有者にご対応いただくようお願いをしてください。また、ご自身がお隣から越境した草の除草や木の剪定を求められたときは、早急に対応しましょう。町が直接、所有者への対応依頼や木の剪定、除草を行うことはできませんので、ご理解ください。日頃から挨拶をするなど近隣関係を良好に保ち、草木の越境が発生した際に気兼ねなくお願いできる関係性を築きましょう。

なお、隣地が空き家で所有者が不明の場合は、法務局で登記簿等の閲覧をすることで、土地や建物の所有者の氏名や住所を確認することができます。詳しくは法務局でお尋ねください。

所有している空き家は
大丈夫ですか?

空き家は所有者が適切に
管理する責任があります。

蜂の巣ができたり、屋根材の落下などにより、近隣の家屋や通行人に被害があった場合、損害賠償などの管理責任が問われます。

定期的に状態を確認しておきましょう。



「なんでも相談室」 直通 ☎28-3366

受付/午前8時30分~午後5時15分(土日祝除く)
E-mail soudan@town.shimosuwa.lg.jp

軽 車検 自賠責 オイル交換
自動車税 諸費用 マット・パーカー

新車の軽自動車が7年間リース

オールメーカー取扱 4WDもOK!!

月々1.1万円から

7大プレゼント!! 実施中!!

カーナビ 洗剤 ETCなど!!

月々1万円から乗れる

フラット7

塩尻北インター店 松本市小屋南2-18-10

0120-114-239

営業時間/AM10:00~PM7:00 (水曜定休)

Koyo 株式会社 光洋

広告の内容については広告主にお問い合わせください。